

2026 年 9 月 24 日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T 株式会社

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の影響による 被害を受けられた方々への視聴料等の免除について

令和 8 年台風第 25 号に伴う災害の影響により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS など衛星放送事業に関わる各社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：滝山 正夫）とスカパー J S A T 株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、災害救助法が適用された以下地域において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【千葉県】

銚子市（ちょうし）
木更津市（きさらづし）
野田市（のだし）
成田市（なりたし）
旭市（あさひし）
勝浦市（かつうらし）
流山市（ながれやまし）
鴨川市（かもがわし）
君津市（きみつし）
富津市（ふつつし）
袖ヶ浦市（そでがうらし）
南房総市（みなみぼうそうし）
匝瑳市（そうさし）
香取市（かとりし）
いすみ市（いすみし）
印旛郡栄町（いんばぐんさかえまち）
香取郡神崎町（かとりぐんこうざきまち）
山武郡横芝光町（さんぶぐんよこしばひかりまち）
長生郡睦沢町（ちょうせいぐんむつざわまち）
長生郡長生村（ちょうせいぐんちょうせいむら）
長生郡長南町（ちょうせいぐんちょうなんまち）
夷隅郡大多喜町（いすみぐんおおたきまち）
夷隅郡御宿町（いすみぐんおんじゆくまち）
安房郡鋸南町（あわぐんきよなんまち）

【東京都】

大島町（おおしままち）

今後、災害救助法の適用地域が追加された場合、同様の措置を拡大します。
災害救助法の適用地域の最新情報は、内閣府のホームページでご確認ください。
※内閣府 防災情報のページ (https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、チューナーレンタル料、ご利用明細発行手数料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～18:00、無休）

以上